

姫路市スポーツ推進計画

概要版



(平成 27 年 2 月 22 日 世界遺産姫路城マラソン 2015)

姫 路 市

1. 計画の概要

計画策定の背景と趣旨

近年、身体を動かす機会の減少による体力や運動能力の低下、精神的なストレスの増大などの心身両面での健康問題が顕在化しつつあります。こうした中で、健康の保持・増進、体力の向上、ストレスの解消、生きがいづくりなどの観点から、スポーツが果たす役割は一層大きくなっています。

平成23年8月には、スポーツ振興法を全面改正した「スポーツ基本法」が施行され、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営む権利」やスポーツの推進に関する国や地方公共団体の責務が明記されました。

本計画は、こうした社会環境の変化やこれまでの姫路市での取り組みを踏まえて、今後の社会経済環境や地域社会の変化を見据え、この多様な時代に則った姫路市のスポーツ推進の指針として策定するものです。

計画における「スポーツ」の定義

本計画では、「スポーツ」を幅広い視点から捉えて、散歩やジョギングなどの運動やゲートボール・グラウンドゴルフなどのニュースポーツから、競技スポーツに至るまで、「自発的に行われる身体運動」として定義します。

計画の位置づけと計画期間

本計画は、スポーツ基本法に基づく「地方スポーツ推進計画」にあたるものです。また、「姫路市総合計画」および地域住民の健康づくりや地域福祉などに関する関連計画と連携を図りながら、総合的な体系のもとにスポーツの推進を図るものです。計画期間は、平成27年度から36年度までの10年間とし、必要に応じて見直す予定です。

2. 計画の基本的な考え方

基本理念「誰もが気軽にスポーツに関わりを持てる、生涯スポーツ社会の実現」

基本目標1

「健康な生活を支えるスポーツ環境の整備」

スポーツとの関わり方には、自らプレイする（「する」）ことや、プロスポーツ等を観戦（「みる」）すること、さらには、ボランティアとしてスポーツイベントをサポート（「ささえる（育てる）」）など、多様な形があります。

これらを前提として、地域特性を活かしながら、スポーツをする、しないに関わらず、全ての市民がそれぞれの興味・関心、適正等に応じて、いつでもどこでも、気軽にスポーツ参画できる環境づくりを図ります。

基本目標2

「スポーツ振興事業の展開」

スポーツをする人に関しては、一層のスポーツの振興を図り、スポーツをしない人についても、スポーツに関するきっかけづくりや日常的に気軽に行えるスポーツを提案しながら、全ての市民に、無理なく当たり前に、生涯を通じて日常生活の中にスポーツがある豊かで心身ともに健康なライフスタイルの確立・推進を進めるとともにスポーツ活動を通じて、コミュニティの強化、交流を図ります。

また、スポーツを手段とした観光まちづくりを通じて地域経済の活性化を図ります。

3. 基本方針と具体的施策の方向性

基本方針1-1

体育施設の有効活用・改修

◆体育施設の有効活用

- ・公共施設の有効活用、学校体育施設等の開放事業の促進、高校・大学・企業体育施設の開放、クラブハウスの活用、公共施設予約システムの構築、スポーツ施設の効率的運用、体育施設のデータベース化、ネーミングライツ制度の導入



◆体育施設等の改修整備

- ・老朽化した体育施設の計画的な改修、健常者も障害者も共に利用できる体育施設の整備、体育施設の安全対策、地球環境に配慮した施設整備、交通アクセスに配慮した施設整備、エリアバランスを考慮した施設整備、新たなスポーツ環境の創造



基本方針1-2

生涯スポーツを支える人材の育成・活用

◆生涯スポーツを支える人材の育成

- ・スポーツ推進委員・町体育委員等の研修機会の充実、各種指導者養成講習会の実施、スポーツ少年団指導者の育成、スポーツボランティアの育成活動支援

◆生涯スポーツを支える人材の有効活用

- ・各団体が有するスポーツ指導者情報の共有化・活用、企業・大学等との協働・連携、スポーツ指導者の発掘、学校部活動への指導者の派遣



基本方針1-3

スポーツ情報の発信

◆スポーツの実施促進に向けた情報発信

- ・スポーツ表彰・指導者情報・競技者成績等の積極的な情報発信、各校区スポーツクラブ21の情報発信、姫路市出身のアスリートの情報発信

◆スポーツに関わるきっかけづくりのための情報発信

- ・スポーツイベント・スポーツボランティア情報等の発信、広報誌・インターネット・回覧板を利用した情報発信



基本方針2-1

ライフステージに応じたスポーツの推進

◆子供のスポーツの推進

- ・親子参加型スポーツの検討、子どものスポーツ機会の充実、新体カテストの有効活用、学校体育に関する活動の充実、運動部活動等の参加促進、スポーツ少年団等への参加啓発

◆成人スポーツの推進

- ・歩こう会・体カテスト会の拡充、市民交流スポーツ大会(校区間のつどい)の開催、企業へのスポーツの働きかけ

◆高齢者スポーツの推進

- ・高齢者スポーツ大会の実施、ニュースポーツ支援事業・高齢者向け指導者養成講習会の開催

◆障害者スポーツの推進

- ・障害者スポーツの充実、施設のユニバーサルデザイン化の推進、障害者スポーツ大会の開催、パラリンピックや全国大会への出場支援・障害者スポーツイベントの広報、障害者スポーツ指導者の育成

◆生涯スポーツの推進

- ・姫路市総市民健康運動の啓発、地域スポーツ振興事業の促進、姫路市スポーツ祭の開催と内容の充実、スポーツボランティア活動の普及活動、各校区での歩こう会・体カテスト会の継続実施、健康・福祉施策との連携強化

基本方針2-2

地域スポーツの活性化

◆地域に根ざしたスポーツの振興

- ・総市民健康運動推進事業の展開、地域スポーツ振興事業の推進、ウォーキングマップの作成

◆スポーツクラブ21の活性化

- ・各校区スポーツクラブ21実施種目の把握と活用、全市民行事の開催、市域を超えた交流、アンケートの活用



基本方針2-3

競技スポーツの推進

◆競技力向上に向けた環境づくり

- ・各種目協会選手強化事業の推進、ジュニア世代からの一貫指導体制の検討、アスリートの発掘・育成・強化、障害者スポーツを含むトップスポーツにおけるアスリートの強化活動支援、全国大会出場に対する激励金制度、アスリートの功績を称える顕彰

◆競技スポーツ支援のための環境づくり

- ・地域が誇るスポーツチームに対する支援の仕組みづくりの検討、世界基準に適合した施設の整備、トップレベルの大会参加に係る競技者・競技団体への支援



基本方針2-4

スポーツによる地域経済の活性化

◆大規模大会の開催・誘致等の推進

- ・世界遺産姫路城マラソンの継続開催、大規模競技大会の誘致・招致、スポーツコミッションの設立検討、大規模大会への開催補助制度の拡充

◆スポーツツーリズムの推進

- ・スポーツツーリズムの推進、スポーツツーリズムに関する専門知識を有する人材育成、市民レベルでのスポーツを通じた交流の推進、新たな魅力の創造

